

新潟市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 28 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 の規定に基づき、新潟市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条第2項第3号に掲げる者につき委嘱された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその委員の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員5人以内で組織する。

3 常務委員会に常務委員長を置き、常務委員会に属する委員(以下「常務委員」という。)の互選によってこれを定める。

4 常務委員長が欠けたとき、又は常務委員長に事故があるときは、あらかじめ常務委員長が指名する常務委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市政策部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

新潟市都市計画審議会運営要綱

第1条 この要綱は、新潟市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき新潟市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第7条の規定に基づき、審議会に常務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について処理することができる。

(1) 地域計画，促進区域，都市計画施設，市街地開発事業，及び地区計画等に関する都市計画の名称の変更

(2) 都市計画法施行規則第13条に規定する都市計画の軽易な変更

(3) その他前各号に準ずる軽易な事項で会長が認めるもの

3 常務委員長（以下「委員長」という。）は、委員会で処理されたものについて、審議会に報告するものとする。

第3条 会長又は委員長は、審議会又は委員会を招集するにあたり、少なくとも開会日の3日前までに議案を各委員に送付しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第4条 審議会及び委員会の議事録は、議長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとする。

第5条 議長は、議事の運営上必要がある場合には傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、会長の定める日（平成12年5月24日）から適用する。